

【茨城県後期高齢者医療広域連合のシンボルマークが決定しました】



◇コンセプト

二重環は連帯を、中心の球体は後期高齢者を意味し、赤（※）の暖かい思いと活力で支援する姿を現しています。※紙面の都合上、黒で表示しています。シンボルマークは平成19年8月23日に決定しました。

【後期高齢者医療制度の医療の給付について】

今回は、来年4月からスタートする後期高齢者医療制度の中で、広域連合がどのような医療給付を行うのか簡単にご説明します。なお、医療給付に係る各種申請は、伊奈庁舎国保年金課で手続きができますのでご安心ください。

I. 医療機関での支払について

【自己負担割合】

一般
1割負担

現役並み所得者
3割負担

現在の老人保健制度と同じように、所得に応じて自己負担割合が変わります。

平成20年4月の制度施行時は、現在の自己負担割合が継承されます。

II. 広域連合が行う医療給付について

広域連合が行う法律による給付は次のとおりです。

- (1) 療養の給付ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費および移送費が支給されます。
- (2) 高額療養費および高額介護合算療養費が支給されます。
- (3) 葬祭費が支給されます。

III. 医療費が高額になったとき

同月内の保険給付に係る医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

所得の区分	自己負担限度額		
	外 来	入 院	世帯単位
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% (44,400円)	80,100円+1% (44,400円)
一 般	12,000円	44,400円	44,400円
低所得	8,000円	II 24,600円	24,600円
		I 15,000円	15,000円

※「+1%」は、医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%が追加負担となります。

※（ ）内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額となります。

【計算の仕方】

外来については、同月内に支払った金額を個人単位で合算して、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

入院については、自己負担限度額までの窓口支払となります。また、同月内の外来と入院の自己負担額を合算して、世帯単位の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

ただし、入院に係る食事代および居住費などの自費分は除いて計算します。

IV. 支払い方法について

医療給付については、広域連合から原則として銀行振り込みによりお支払します。

詳しくは、茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。

<http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>

☆次回は、保険料についてご説明します。

◆問い合わせ先

茨城県後期高齢者医療広域連合
☎ 029-309-1211
伊奈庁舎国保年金課
☎ 58-2111 (内線1183、1187)